平成２４年（フ）第４４８号
高知市相模町７番14号
債務者　坂本　貞子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４９号
高知市長浜蒔絵台２丁目２番地３
債務者　雨森ひとみ
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５２号
高知市鴨部１丁目19番７－７号
債務者　吉田　幸司
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５４号
高知市神田776番地１　寿ハイツＢ棟205号、申立時の住所高知市鴨部1060番地１　サーパス鴨部第２－804
債務者　名木　智彦
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５７号
高知県南国市明見482番地１
債務者　川田　秀一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５８号
高知市鏡大利469番地
債務者　西田　勝彦
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６０号
高知市桟橋通１丁目13番20号　リバープール桟一Ⅱ・202
債務者　尾方麻由美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４３１号
東京都府中市四谷１丁目33番地の18ハイツ鈴木101
債務者　樋代　　敏
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５号
北海道標津郡中標津町西７条北10丁目１番地３
債務者　伏見ゆう子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後２時
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第６１３号
川崎市麻生区黒川641番地１　ハイツ若葉台Ａ－201
債務者　上野　雅美
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６２２号
川崎市多摩区登戸320番地　ハイツミクラ105
債務者　杉田　裕司
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３１号
川崎市川崎区貝塚１丁目12番11号　成川ビル302、前住所神奈川県逗子市沼間３丁目２番30号　ベルメゾン逗子102
債務者　石渡　　賢
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３３号
川崎市多摩区宿河原５丁目26番８－301号　アイン・レーベン
債務者　廣島　拓也
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３６号
川崎市幸区古市場1820番地　メゾン中塚202
債務者　田野　幹彦
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
川崎市川崎区観音１丁目10番11－303号　市営観音住宅
債務者　俵口　榮子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係